改正相続法・
遺言書保管法の
施行により
遺言ブーム到来！

遺言が見つかったものの、遺言者は認知症の診断を受けていたはずだから無効ではないか？

この相談にどう応える！？

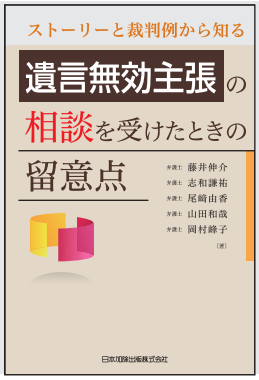

ストーリーと裁判例から知る
遺言無効主張の相談を受けたときの留意点

弁護士　藤井伸介・志和謙祐・尾﨑由香・山田和哉・岡村峰子　著

2020 年 12 月刊　A5 判　332 頁　本体 3,300 円＋税　978-4-8178-4689-1　商品番号：40841　略号：遺言無効

- 相談・訴訟の準備段階から訴訟終了（勝訴・敗訴両パターン）までの留意点について、事件処理のストーリーに当てはめて説明した、遺言無効確認訴訟に関与した経験の少ない弁護士に向けた一冊。
- ①受任前の相談時、②資料収集、③資料の検討といった初期段階の手続について書式を含めて解説。
- 近年の遺言無効確認訴訟における裁判例の動向を解説するとともに、31 件の重要判例を紹介。
- 実務経験の豊かな弁護士によるコラムも充実。

知っておくべきポイントをストーリーに組み込んで紹介！

【相談時に説明すべき点】

- □ 収集すべき資料と記載内容
- □ 医師との面談、介護関係者からの事情聴取
- □ 調停か訴訟か、仮処分の要否、提訴予告通知など手続選択
- □ 訴訟費用・弁護士費用・鑑定費用の説明
- □ 訴訟物の価額や印紙代の説明
- □ 遺言無効確認訴訟に要する期間についての説明
- □ 敗訴した場合のリスクの説明
- □ 判決後の法的手続にかかる費用や時間についての説明
- □ カルテ等の資料からでは分からない事実関係を記憶が鮮明なうちに詳細に聴取
- □ 相談者が、遺言者が認知症に違いないと判断した根拠エピソードとそれを裏付ける資料の存否
- □ 遺言者の成育経歴・財産形成過程・人間関係・介護状況・医療機関受診状況

【訴訟前に準備するべき点（遺言能力が争点の場合）】

- □ 病院に診療記録の開示請求
- □ 介護事業者にサービス提供記録（介護日誌）や居宅サービス計画書等の開示請求
- □ 居住市町村に介護認定のための認定調査票の開示請求
- □ 遺言者の日記やメモ（病院や施設の小遣い帳等を含む）、写真など
- □ 担当医師、立会証人、同居者、介護事業関係者からの事情聴取
- □ 徘徊などの場合には、警察の調書や福祉関係者からの事情聴取も有用

**ストーリー、書式を交えて解説！
参考となる裁判例も収録！**

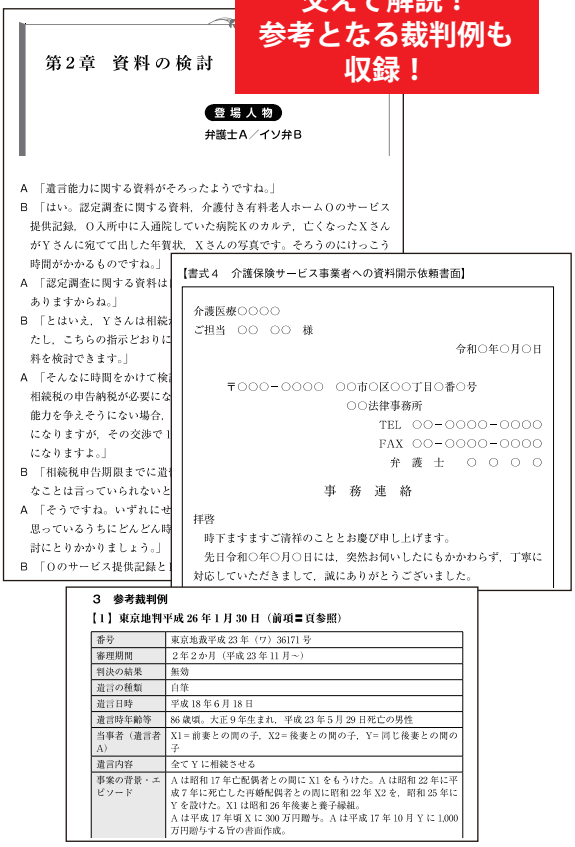

第2章　資料の検討

登場人物
弁護士A／イソ弁B

A「遺言能力に関する資料がそろったようですね。」
B「はい。認定調査に関する資料，介護付き有料老人ホームOのサービス提供記録，O入所中に入通院していた病院Kのカルテ，亡くなったXさんがYさんに宛てて出した年賀状，Xさんの写真です。そろうのにけっこう時間がかかるものですね。」
A「認定調査に関する資料は
ありますからね。」
B「とはいえ，Yさんは相続
たし，こちらの指示どおりに
料を検討できます。」
A「そんなに時間をかけて検
相続税の申告納税が必要にな
能力を争えそうにない場合，
になりますが，その交渉で
になりますよ。」
B「相続税申告期限までに遺
なことは言っていられないと
A「そうですね。いずれにせ
思っているうちにどんどん時
討にとりかかりましょう。」
B「Oのサービス提供記録と

【書式4　介護保険サービス事業者への資料開示依頼書面】

介護医療○○○○
ご担当　○○　○○　様

令和○年○月○日

〒○○○－○○○○　○○市○区○○丁目○番○号
○○法律事務所
TEL　○○－○○○○－○○○○
FAX　○○－○○○○－○○○○
弁　護　士　○　○　○　○

事　務　連　絡

拝啓
時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
先日令和○年○月○日には，突然お伺いしたにもかかわらず，丁寧に対応していただきまして，誠にありがとうございました。

3　参考裁判例

【1】東京地判平成 26 年 1 月 30 日（前項〓頁参照）

番号	東京地裁平成 23 年（ワ）36171 号
審理期間	2 年 2 か月（平成 23 年 11 月～）
判決の結果	無効
遺言の種類	自筆
遺言日時	平成 18 年 6 月 18 日
遺言時年齢等	86 歳頃。大正 9 年生まれ。平成 23 年 5 月 29 日死亡の男性
当事者（遺言者 A）	X1＝前妻との間の子，X2＝後妻との間の子，Y＝同じ後妻との間の子
遺言内容	全て Y に相続させる
事案の背景・エピソード	A は昭和 17 年亡配偶者との間に X1 をもうけた。A は昭和 22 年に平成 7 年に死亡した再婚配偶者との間に昭和 22 年 X2 を，昭和 25 年に Y を設けた。X1 は昭和 26 年後妻と養子縁組。 A は平成 17 年頃 X に 300 万円贈与。A は平成 17 年 10 月 Y に 1,000 万円贈与する旨の書面作成。

日本加除出版　ツイッターＩＤ：@nihonkajo
〒171-8516　東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号　TEL:03-3953-5642　FAX:03-3953-2061（営業部）　www.kajo.co.jp